

新	旧	備考
貿易保険共通運用規程 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00069 沿革 (略) <u>令和 8 年 7 月 21 日 一部改正</u>	貿易保険共通運用規程 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00069 沿革 (略)	
(損失防止軽減義務) 第 3 条 被保険者は、原則として、損失の発生の時又は以下の各号の時から損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。 一～八 (略) 九 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00012）第 <u>3</u> 条第 3 号による事故にあつては求償権の取得日 十 (略) 2 被保険者は、前項に規定する義務を履行するため、原則として、次に掲げる措置その他必要な措置をとることとする。ただし、日本貿易保険から別途指示を受けた場合には、この限りでない。 一 全ての事案において講ずる措置 イ 事実関係の確認を行い、損失等の発生（前項 <u>各号</u> の場合は、決済、返還又は償還（以下「決済等」という。）が行われないことをいう。）の原因の究明を行うこととし、原因究明の結果に基づいて、以下の措置を行うこと。 (1) ～ (2) (略) ロ～ハ (略) 二 (略) 3～4 (略)	(損失防止軽減義務) 第 3 条 被保険者は、原則として、損失の発生の時又は以下の各号の時から損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。 一～八 (略) 九 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00012）第 <u>2</u> 条第 3 号による事故にあつては求償権の取得日 十 (略) 2 被保険者は、前項に規定する義務を履行するため、原則として、次に掲げる措置その他必要な措置をとることとする。ただし、日本貿易保険から別途指示を受けた場合には、この限りでない。 一 全ての事案において講ずる措置 イ 事実関係の確認を行い、損失等の発生（前項 <u>括弧書き</u> の場合は、決済、返還又は償還（以下「決済等」という。）が行われないことをいう。）の原因の究明を行うこととし、原因究明の結果に基づいて、以下の措置を行うこと。 (1) ～ (2) (略) ロ～ハ (略) 二 (略) 3～4 (略)	

新	旧	備考
<u>(保険契約上の決済等の期限が非営業日に該当する場合の取扱い)</u> <u>第24条 保険契約上の決済等の期限がその確定後に変更されて非営業日に該当することとなったために、当該契約の定め又は慣習に基づき当該決済等の期限が変更された場合、証券記載の決済等の期限は、変更後の期限に読み替えるものとする。なお、当該変更に係る保険契約の訂正又は変更手続は要しない。</u>		
<u>(貿易保険の保険契約等に係る提出書類の期限の取扱い)</u> <u>第25条 保険契約に係る手続細則に定める別紙様式、その他日本貿易保険が保険契約に係る約款等において提出を求める書類の提出等の期限の末日が、日本貿易保険の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日、又は別に日本貿易保険が指定した日）に当たるときは、その翌営業日をもって期限とみなす。ただし、別に定めがある場合を除く。</u>		
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和8年8月3日から実施する。</u>		